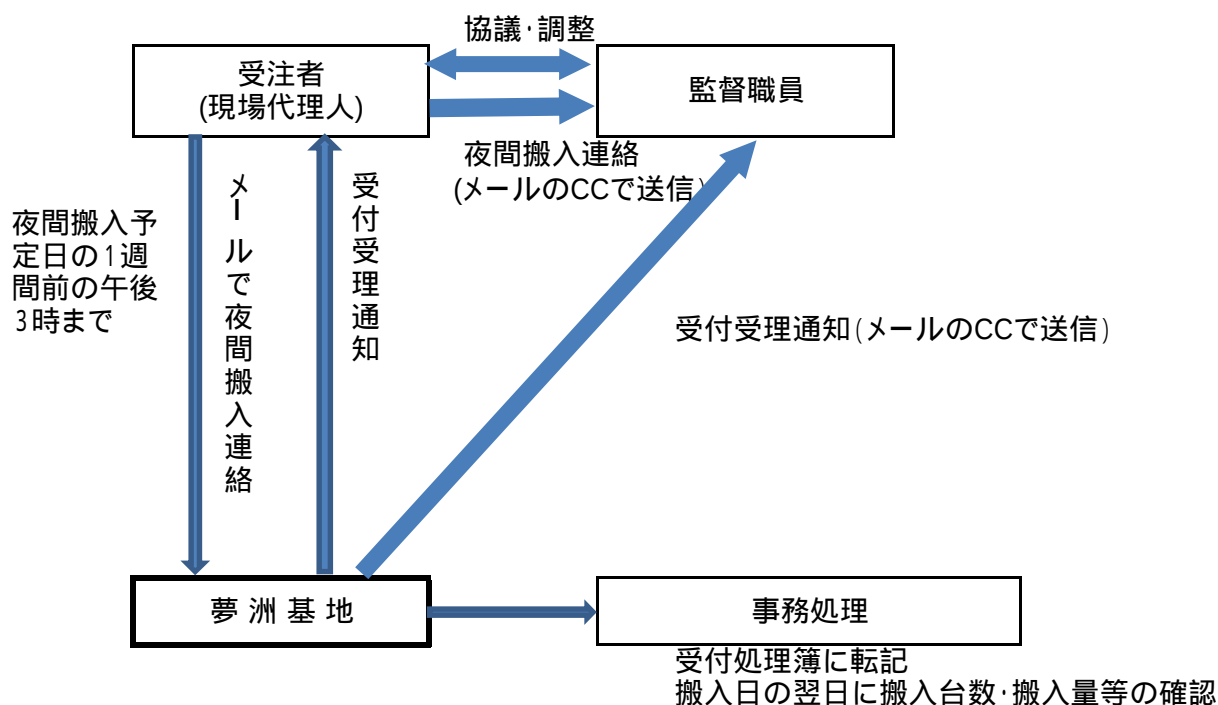


夜間搬入手続きマニュアル



通常の手続き(原則)

- 1 夜間に搬入を行おうとする者は、事前に監督職員と協議のうえ、夜間搬入予定日の1週間前の午後3時までにメール(様式17)で依頼する。
同時に監督職員にもメールを送信する。
- 2 メールを受け付けた夢洲基地は受付処理簿に転記の後、受注者(現場代理人)及び監督職員に受付受理通知をメールで返信する。
- 3 受付受理の返信がない場合は、必ず夢洲基地へ確認する。

例外的手続き

- 1 搬入日の1週間前以降当日の午後3時までの間は、夢洲基地に電話連絡し、夜間搬入の体制ができていない日のみ土砂受入可能とし、速やかに、追加用の様式を用いメール(様式18)で依頼する。
- 2 通常の手続きにより連絡通知を完了した後、搬入トラック台数に変更が生じた場合は、速やかに、台数変更用の様式を用いメール(様式19)で依頼する。
- 3 受付受理の返信がない場合は、必ず夢洲基地へ確認する。